NHKによる常時同時配信の実施

― 放送法の一部を改正する法律案の成立 ―

鈴木 友紀

(総務委員会調査室)

- 1. はじめに
- 2. 法律案の提出の経緯
 - (1) NHKのインターネット活用業務の現状
 - (2)総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」における検討
- 3. 改正法の概要
 - (1) NHKのインターネット活用業務の対象の拡大(常時同時配信の実施の解禁)
 - (2) NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実
 - (3) 施行期日
- 4. 国会における主な議論と附帯決議
 - (1) NHKの常時同時配信の実施を解禁する理由
 - (2) 常時同時配信の放送法上の位置付け
 - (3) 常時同時配信に要する費用の上限の在り方
 - (4) NHKと民間放送事業者との連携・協力
 - (5) NHKによる地方向け放送番組の配信と民放ローカル局からの情報発信
 - (6) 常時同時配信における円滑な権利処理
 - (7) 放送と通信の融合時代におけるNHKの役割と常時同時配信と受信料制度の関係
 - (8) 附带決議
- 5. おわりに

1. はじめに¹

近年、ブロードバンドやスマートフォンの普及に代表される情報通信技術の進展を背景

¹ 本稿は、令和元年8月23日現在の情報による。なお、脚注の参照URLも、同日に確認を行った内容に基づく。

に、インターネットによる動画配信サービスの利用が浸透するなど²、コンテンツの視聴環境に大きな変化が生じている。また、若年層を中心に「テレビ離れ」が進んでおり、10代、20代では、既にインターネットの利用時間が、テレビのリアルタイム視聴時間を平日・休日ともに上回っている³。こうした状況を背景に、我が国のインターネットの広告費は年々増加し、今や地上波テレビの広告費を追い抜こうとしている⁴。

このように放送を取り巻く環境が大きく変化する中、総務大臣の懇談会である「放送を 巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。)において、NHKの常時同 時配信等の「業務」について、「受信料」、「経営」の在り方と併せて一体的な検討が行われ、 平成30年9月に「第二次取りまとめ」が公表された。

第198回国会(常会)では、「第二次取りまとめ」を踏まえ、①NHKのインターネット活用業務の対象の拡大(常時同時配信の実施の解禁)、②NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実、③衛星基幹放送の業務の認定要件の追加⁵を内容とする「放送法の一部を改正する法律案」(閣法第36号)が平成31年3月5日に提出され、令和元年5月29日に可決・成立した(令和元年法律第23号)。

本稿は、国会において議論の中心となったNHKに係る法改正事項について、本法律案の提出の経緯とその内容を概観した後、国会における主な議論を紹介するものである。

2. 法律案の提出の経緯

(1) NHKのインターネット活用業務の現状

ア NHKの業務の概要

NHKは、放送の全国普及、良質な放送番組の提供、国際放送の実施等を目的として、 放送法の規定により設立された特殊法人であり、その業務の範囲や運営の仕組みは放送 法に定められている。

NHKの業務の範囲は、放送法第 20 条に限定列挙されており、①国内放送、調査研究、国際放送といったNHKが行うことを義務付けられている「必須業務」(第1項)、②NHKの目的を達成するための業務であって、その実施がNHKの判断に任されている「任意業務」(第2項)、③目的と関わりのない業務であって、必須業務や任意業務の円滑な遂行に支障のない範囲で行うことができる「目的外法定業務」(第3項)がある(図

² 総務省「平成30年通信利用動向調査の結果」(令和元年5月)によると、インターネットの利用目的・用途 (複数回答)について、「動画投稿・共有サイトの利用」は60.4%、「ラジオ、テレビ、映画などのオンデマンド配信サービスの利用」は26.4%である。

³ 総務省「平成 29 年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書<概要>」(平成 30 年 7 月) によると、主なメディアの平均利用時間は、10 代 (平日) は、テレビ (リアルタイム視聴) 73.3 分、インターネット 128.8 分、20 代 (平日) は、テレビ (同) 91.8 分、インターネット 161.4 分である。

⁴ 株式会社電通「2018 年 日本の広告費」によると、平成 30 年の地上波テレビ広告費が 1 兆 7,848 億円 (前年比 98.2%) であるのに対し、インターネット広告費は 1 兆 7,589 億円 (同 116.5%) である。〈http://www.dentsu.co.jp/news/release/2019/0228-009767.html〉

⁵ 衛星基幹放送 (BS放送、東経 110 度CS放送) については、既存事業者の使用により、当該放送用の周波数の一部の帯域(右旋帯域)がひっ迫していることから、改正法では、衛星基幹放送に係る周波数の有効利用を図るため、衛星基幹放送の業務の認定(認定の更新を含む。)の要件に、総務大臣が定める周波数の使用に関する基準に適合することを追加している。

表1参照)。

このうち、インターネット活用業務は、②の任意業務として位置付けられており、ブロードバンドの普及や新たな技術革新等に伴って制度の見直しが行われ、漸次拡大が行われている。

図表1 NHKの業務の概要

必須業務(放送法第20条第1項)

第1号、第2号 国内放送

第3号 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究

第4号、第5号 国際放送

任意業務(放送法第20条第2項)

第1号 中継国際放送

第2号 放送番組等のインターネットによる一般への提供【BtoC業務】

第3号 放送番組等のインターネット配信事業者等への提供【BtoB業務】

インターネット 活用業務

第4号 外国放送事業者への放送番組等の提供

第5号 テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の放送番組及びその編集上必要な資料 を放送事業者に提供する業務

第6号 必須業務に附帯する業務

第7号 多重放送事業者への放送設備の賃貸

第8号 委託による調査研究、技術援助及び放送従事者の養成

第9号 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務

目的外法定業務(放送法第20条第3項)

第1号 NHKの保有施設、設備を一般の利用に供し又は賃貸する業務

第2号 委託により放送番組等を制作する等の業務

(出所)総務省資料等に基づき筆者作成

イ これまでのインターネット活用業務拡大の経緯

インターネットの急速な普及等を背景として、NHKは、平成12年12月から、NHK のウェブサイトにおいて、ニュース(データ放送の文字情報、テレビ番組の映像・音声 情報等)の提供を開始し⁶、その際、当該業務は、任意業務のうち「必須業務に附帯する 業務」⁷として位置付けられた。

その後も、インターネット活用業務の拡大が行われ、平成19年の放送法改正では、任意業務の一つとして、「放送した放送番組及びその編集上必要な資料」(既放送番組)をインターネットを通じて提供する業務が明示的に追加されるとともに、NHKが自ら定め、総務大臣の認可を受けた「実施基準」⁸に基づき当該業務を行うこととされた。NHKは、平成20年12月から、「NHKオンデマンド」として、放送済みのドラマやドキュメンタリー、ニュース番組等を有料で配信している。

さらに、NHKは、平成21年2月に外国人向け国際放送の同時配信、平成23年3月に 災害情報等の同時配信を開始し、これらは「必須業務に附帯する業務」。として位置付け られた。また、平成23年9月からは、国内ラジオ放送の同時配信が始まったが、これは

⁶ NHK放送文化研究所編「NHK年鑑 2001」74 頁

⁷ 現行法第20条第2項第6号(当時は第9条第2項第2号)

^{8 「}放送法第20条第2項第2号の業務の基準」(平成24年1月18日総務大臣認可)

⁹ 現行法第20条第2項第6号(当時は第5号)

任意業務のうち、総務大臣の個別の認可が必要となる「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」¹⁰として位置付けられ、期間限定の実施とされていた¹¹。

こうした状況の下、平成26年の放送法改正では、NHKによるインターネット活用業務の範囲や規律の体系を簡素化、明確化、透明化する観点から¹²、インターネット活用業務の放送法上の位置付けについて整理が行われ、既放送番組に加え、国際放送、ラジオ放送等のインターネット同時配信等についても、第20条第2項第2号に基づく恒常的な業務として実施することとされた。これを受け、NHKは、新たに実施基準¹³を策定し(第20条第9項)、インターネット活用業務を行っている。しかし、平成26年改正では、「協会のテレビジョン放送による国内基幹放送¹⁴の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く」とされ(第20条第2項第2号)、NHKは、国内テレビ放送の「常時同時配信」を実施することができないこととされた。

(2)総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」における検討

ア 検討会による議論の開始と「第一次取りまとめ」(平成28年9月)

平成26年1月にNHK会長に就任した籾井会長(当時)は、新聞各社が実施した就任 半年時のインタビューにおいて、常時同時配信について、「世の中の趨勢であり、遅くと も2020年東京五輪までに環境整備をしなければならない」旨を述べた¹⁵。また、平成27年 1月に策定された「NHK経営計画 2015-2017年度」では、「インターネットを活用し てNHKのコンテンツをより広く届けるため、"放送の同時再送信"の課題の解決を図る とともに、取り組みを推進」することが盛り込まれた。

一方、NHKのガバナンスについては、平成16年の番組プロデューサーによる制作費 不正支出を始めとする不祥事の発覚等を受け、平成19年の放送法改正により、経営委員 会の監督権限の明確化や監査委員会の設置など、その強化が図られたが、その後も、N HKや子会社において、不祥事は続いていた。

こうした状況の下、総務省は、放送に関する諸課題について、中長期的な展望も視野に入れつつ検討を行うことを目的として、諸課題検討会を設置し、平成27年11月から議論が開始された。諸課題検討会では、「公共放送を取り巻く課題への対応」が検討事項の一つとされ、NHKが平成28年6月の同検討会において要望した¹⁶常時同時配信等の

¹⁰ 現行法第20条第2項第9号(当時は第8号)、第20条第14項(当時は第10項)。

¹¹ NHKは、「大臣認可は平成 25 年度末までの期間限定であり、その後の取り扱いが課題」とした上で、「現行認可期間終了後も業務として実施できるよう、業務規定上位置づけられることを希望」とした。(NHK 「NHKのインターネット関連業務等のあり方について」放送政策に関する調査研究会(第8回)配付資料(平25.5.15))

なお、同業務について、平成 25 年度末で認可期間が終了することから、NHKは、平成 26 年 1 月に、平成 26 年度の実施について認可申請を行い、同年 3 月に認可が行われた。

¹² 放送政策に関する調査研究会「第一次取りまとめ」(平成25年8月)50頁

 $^{^{13}}$ 「放送法第 20 条第 2 項第 2 号および第 3 号の業務の実施基準」 (最新は平成 29 年 9 月 13 日総務大臣認可)

¹⁴「基幹放送」とは、「電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送」をいう(放送法第2条第2号)。

^{15 『}産経新聞』(平 26.7.24) 等

¹⁶ NHKは、「テレビ放送の定常的な同時配信(常時同時配信)を可能とする制度整備についても検討をお願いしたい」と要望した。NHK「追加ヒアリングご説明資料」(放送を巡る諸課題に関する検討会(第9回)

「業務」について、「受信料」、「経営」の在り方と併せて一体的な検討が行われた。 平成28年9月にまとめられた「第一次取りまとめ」では、「新たな時代の公共放送」 として、①業務の在り方(インターネットの本格的活用、国際放送・地域情報発信の充実・強化等)、②受信料の在り方(インターネット時代への対応、支払率の向上等)、③経営の在り方(適正な責任ある経営体制の確保、透明性の確保等)について、それぞれ対応の方向性を示した上で、「NHKの業務・受信料・経営の在り方については、相互に密接不可分なものであることから、一体的に改革を進めていく必要があり、その具体的方策について、有識者・関係者からの意見も聴取しつつ、引き続き、検討を進めていくことが適当」とされた。

イ 上田会長の就任(平成29年1月)とNHKにおける検討

平成29年1月に就任した上田NHK会長は、就任直後となる翌2月に常設の諮問機関として「NHK受信料制度等検討委員会」を設置した。上田会長は、「NHKは、メディアや社会環境等が変化するなかで、引き続き「情報の社会的基盤」の役割を果たすべく、インターネット常時同時配信の可能性の検討を進めている」とした上で、この検討を進めるに当たっての受信料負担の公平性等を検討するため、「常時同時配信の負担のあり方」について諮問した。同検討委員会が同年7月25日にまとめた答申では、受信契約世帯に対しては追加負担を求めないとする一方、テレビを持たずスマートフォン等からのみ番組を視聴する利用者に対しても、将来的に条件が整えば、受信料として費用負担を求めていくことに一定の合理性があるとされた。

これに対し、高市総務大臣(当時)は、同月28日の閣議後記者会見において、常時同時配信について特に重要と考えている点として、①放送の「補完的な位置付け」としての実現と具体的なニーズの把握、②既存の業務全体について公共放送として適当であるかの検討、③関連団体への業務委託の透明性確保と子会社の在り方の抜本的な改革の3点を挙げ、この3要件を満たすことで、常時同時配信に係る議論の環境が整うとした。

こうした状況の下、NHKは、同年9月の諸課題検討会において、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、2019年度からの常時同時配信の開始を改めて要望し、サービス開始時の基本的な考え方として、①常時同時配信は放送の補完と位置付けること、②受信契約世帯の構成員は追加負担なく利用できるようにすること、③受信契約が確認できない場合はメッセージ付き画面などの視聴にとどめること等を挙げるとともに、開始時点においては、地上波(総合テレビ及び教育テレビ)の番組を配信したいと説明した。また、NHKは、NHKグループの効率的な業務運営についても説明を行い、「関連団体は、これまでの業務をゼロベースで見直し、「関連団体の役割の再定義」、「業務の見直し・統廃合」等の検討をさらに進めていく」とした17。

ウ 「第二次取りまとめ」(平成30年9月)と法律案の提出

平成30年9月にまとめられた「第二次取りまとめ」では、「基本的な考え方」として、「NHKが放送の補完として、インターネットを最大限活用すること、具体的には、常

配付資料 (平 28.6.24))

¹⁷ NHK「ヒアリングご説明資料」(放送を巡る諸課題に関する検討会(第17回)配付資料(平29.9.20))

時同時配信を実施することについては、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性があると認められる」とした。さらに、「今後の進め方」として、「インターネット活用業務のあり方に関し、地域情報の提供の確保、他事業者との連携・協力等の確保、見逃し配信等のあり方等について、具体的な内容・方策等を検討」することやガバナンス改革の着実かつ徹底的な推進等をNHKに求めた。また、「第二次取りまとめ」では、「国民・視聴者の信頼を確保するためのNHKのガバナンス改革」として、①コンプライアンスの確保(NHK役員の責任の明確化等)、②情報公開による透明性の確保(情報公開の根拠の明確化等)、③NHKの業務・受信料・NHKグループのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保について提言が行われた。

「第二次取りまとめ」を踏まえ、NHKは、平成30年11月の諸課題検討会において、インターネット活用業務の費用、地域放送番組の段階的拡充と地域制限の実施、民間放送事業者による公式テレビポータルサイト「TVer」への参加、NHKグループのガバナンスの確保、受信料の引下げ¹⁸等について方針を説明した。また、同検討会では、総務省からも、「第二次取りまとめ」を踏まえた対応として、インターネット活用業務の会計上の透明性の確保の在り方等について方針が示された¹⁹。これらを受け、多賀谷座長(千葉大学名誉教授)から、総務省において制度整備等の対応をお願いしたい旨の発言がなされ、石田総務大臣は「総務省としても、NHKの取組を踏まえつつ、制度整備等の対応について検討・調整を進めてまいりたい」とした。

以上の経緯の下で、平成31年3月5日に、政府から「放送法の一部を改正する法律案」 (閣法第36号)が提出された。同法律案は、衆議院総務委員会において、同年4月23日に 趣旨説明聴取、5月14日に参考人質疑・対政府質疑の後に採決が行われ、16日の本会議に おいて、多数をもって可決された。その後、参議院では、総務委員会において、23日に趣 旨説明聴取、28日に質疑・採決が行われ、29日の本会議において、多数をもって可決され、 成立した(令和元年法律第23号。以下「改正法」という。)。

3. 改正法の概要

(1) NHKのインターネット活用業務の対象の拡大(常時同時配信の実施の解禁)

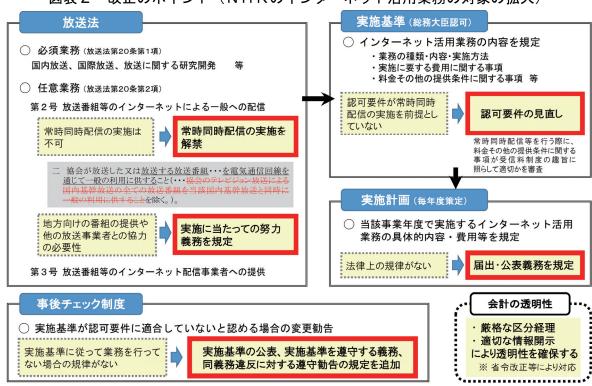
前述のとおり、平成26年改正では、「協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く」と規定され、NHKによる常時同時配信は認められなかったが、改正法では、この規定を削除することにより、常時同時配信が可能とされた(第20条第2項第2号)。

常時同時配信の実施の解禁と併せ、図表2のとおり、地方向け放送番組の提供や他の放

¹⁸ 平成30年11月に、NHK経営委員会は、平成29年12月の最高裁判決等により計画を上回る受信料収入が確保できる見通しとなっていること、4K・8K放送等の新たなメディア展開と経費の見通しに一定のめどが付いたこと等を踏まえ、執行部から提案された受信料の引下げ(平成30年度の受信料収入(見込み)の4.5%程度)を了承し、経営計画の修正を議決した。具体的には、①2019年10月に2%(消費税率引上げ分の受信料額改定を行わないことによる実質引下げ)、②2020年10月に2.5%の引下げを行うとした。

¹⁹ 放送を巡る諸課題に関する検討会(第21回)配付資料(平30.11.30)

送事業者との協力に係る努力義務が規定された(第 20 条第 14 項)。また、NHKが策定するインターネット活用業務に係る実施基準について、総務大臣の認可要件の見直しが行われ、常時同時配信等を行う際に、「業務に関する料金その他の提供条件に関する事項」²⁰が受信料制度の趣旨に照らして適切かどうかを新たに審査することとされた(第 20 条第 10 項)。さらに、実施基準の遵守義務と当該義務違反に対する総務大臣の遵守勧告の規定が追加されるなど(第 20 条第 11 項、第 15 項)、事後チェック制度の充実も図られている。このほか、NHKが毎年度策定している実施計画について、新たに経営委員会の議決事項に加えられたほか(第 29 条第 1 項)、総務大臣への届出と公表が新たに義務付けられた(第 20 条第 13 項)。



図表 2 改正のポイント (NHKのインターネット活用業務の対象の拡大)

(出所)総務省資料

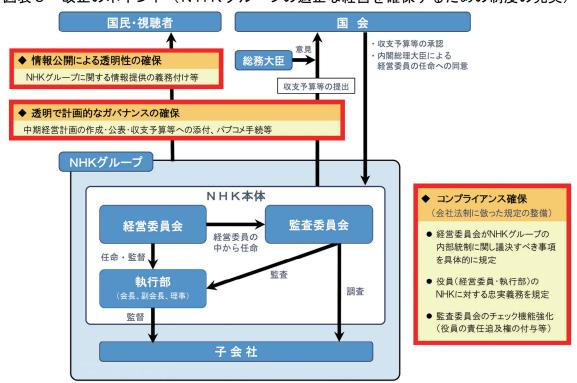
(2) NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実

改正法では、NHKグループの適正な経営を確保するため、図表3のとおり、①コンプライアンス確保(会社法制に倣った規定の整備)、②透明で計画的なガバナンスの確保、③情報公開による透明性の確保について規定の整備が行われた。

なお、衆議院で行われた参考人質疑では、諸課題検討会の構成員も務めた宍戸常寿参考

²⁰ 総務省は、料金その他の提供条件の具体例として、「例えば、常時同時配信を実施するに際し、受信契約者に対しては追加負担なく利用できるようにする一方で、非受信契約者に対しては受信契約者と同等の映像は視聴できないようにする措置をとるといった事項が挙げられるかと考えております」としている。(第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 16 頁 (令元. 5. 28))

人(東京大学大学院法学政治学研究科教授)は、これらの改正と常時同時配信との関係について、「何かNHKの業務拡大を認めるかわりにガバナンスを強化するということを求める、そういったいわばトレードの関係にあるものではない」と考えているとした上で、「公共メディアとしてNHKがその機能、役割を適切に果たすことという観点からは、この二つの改正事項はいわば表裏の関係にあるというふうに理解」しているとしている²¹。



図表3 改正のポイント(NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実)

(出所) 総務省資料

ア コンプライアンス確保(会社法制に倣った規定の整備)

改正法では、会社法制に倣い、内部統制に関し経営委員会が議決すべき事項(子会社の取締役等の職務の執行の法令適合性の確保、NHKへの報告等に関する体制)を具体的に規定するとともに(第29条第1項)、役員(経営委員、執行部)について、「法令及び定款並びに経営委員会の議決を遵守し、協会のため忠実にその職務を行わなければならない」とし、NHKに対する忠実義務を規定した(第60条の2)。

さらに、監査委員会のチェック機能強化のため、監査委員による経営委員会の招集(第39条第3項)、役員の責任追求権の付与(第46条の2)等が規定された。

イ 透明で計画的なガバナンスの確保

放送法第29条第1項では、経営委員会の議決事項の一つとして「協会の経営に関する 基本方針」が規定されており、現在、NHKが自主的に策定している経営計画は、同規

²¹ 第 198 回国会衆議院総務委員会議録第 16 号 2 頁 (令元. 5. 14)

定に基づく議決を経て、公表されている(近年では3年ごとに策定)22。

改正法では、経営委員会の議決事項として、「中期経営計画」を明記するとともに(第29条第1項)、3年以上5年以下の期間ごとに、同計画を策定・公表することや(第71条の2第1項)、同計画等²³に係るパブリックコメントの実施(第29条第3項)が義務付けられた。また、同計画に記載すべき事項(計画の期間、経営に関する基本的な方向、業務の種類・内容、内部統制、受信料体系等)についても具体的に規定されたほか(第71条の2第2項)、NHK予算を総務大臣や国会に提出する際、当該事業年度に係る中期経営計画を添えること等を新たに規定している(第70条)。

ウ 情報公開による透明性の確保

平成12年7月の行政改革推進本部特殊法人情報公開検討委員会の最終意見では、NH Kは、放送による表現の自由の確保及び受信料収入による運営を定める放送法の趣旨から、「政府の諸活動としての放送を行わせるために設立させた法人ではない」とされ、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」の対象外とするとされる一方、政府とNHKに対し、「情報提供制度や求めに応じて情報を開示する制度の整備」について検討を行うことを求めた。

これを踏まえ、NHKは、「NHK情報公開基準」、「NHK情報公開規程」等を定め、 放送法に定められたもの(例:経営委員会議事録、業務報告書、役職員の報酬・給与等 の支給基準等)を除き、自主的に情報公開を行っている。

改正法では、NHKは、総務省令で定めるところにより 24 、NHKの保有する情報(NHKの組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等)であって総務省令 25 で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、一般にとって利用しやすい方法により提供するものとしている(第84条の2第1項)。また、改正法では、NHKは、その諸活動についての一般の理解を深めるため、その保有する情報の公開に関する施策の充実に努めるものとしている(第84条の2第2項)。

(3) 施行期日

改正法の施行期日は、一部を除き²⁶、公布の日(令和元年6月5日)から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日とされている。NHKは、常時同時配信の開始時

²² 最新の経営計画は、「NHK経営計画(2018-2020年度)」(平成30年1月策定、同年11月修正)である。

²³ 令和元年7月1日に公表された「放送法施行規則の一部を改正する省令案」では、経営委員会によるパブリックコメントの対象として、中期経営計画、受信契約の条項及び受信料の免除の基準、インターネット実施基準等が規定された(施行規則第18条第2項)。なお、意見募集期限は7月2日から同月31日までであり、総務省は、「提出された御意見を踏まえて検討を行い、速やかに公布・公表する予定」としている(総務省「改正放送法の施行に向けたNHK関係の省令等の整備についての意見募集」(令和元年7月1日))。

²⁴「放送法施行規則の一部を改正する省令案」では、情報提供の方法について、①事務所に備えて一般の閲覧に供する方法、②インターネットによる方法とされている(施行規則第55条の2第1項)。

²⁵ 「放送法施行規則の一部を改正する省令案」では、NHKが現在公表している情報に加えて、改正法で規定 された内部統制や中期経営計画に関する情報、NHKグループ全体に関する基礎的な情報等について、具体 的に規定されている(施行規則第55条の2第2項)。

²⁶ 衛星基幹放送に関する改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

期について、令和2年3月末から始まる聖火リレーに間に合うよう準備したい旨を説明しており²⁷、総務省は改正法の施行に向け、実施基準や実施計画の具体的な記載事項等を定める省令のほか、実施基準の認可要件等の解説や具体的な審査基準等を示すためのガイドラインの整備を進めている²⁸。

4. 国会における主な議論と附帯決議

(1) NHKの常時同時配信の実施を解禁する理由

平成 26 年の放送法改正においてNHKのインターネット活用業務の拡大が行われた際、常時同時配信は禁止されたが、総務省は、その理由について、平成 26 年改正当時は、①常時同時配信に関する視聴環境として、例えばスマートフォンが今ほど普及していなかったこと、②屋外を含む様々な場所でも放送番組をインターネット経由で同時に視聴したいというニーズが必ずしも明確ではなかったこと、③NHKから具体的な要望がなかったことを挙げた。一方、今般の改正案において解禁することとした理由について、総務省は、スマートフォンの普及など動画配信サービスによる視聴が一般化するなど視聴環境が大きく変化したこと、常時同時配信に対する一定のニーズも明らかになってきたことから、常時同時配信の実施を可能とする制度改正についてNHKから要望があったことなども踏まえたものである旨を答弁した²⁹。

なお、中村伊知哉参考人(慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授)は、常時同時配信について、「むしろ遅きに失した」とする一方³⁰、砂川浩慶参考人(立教大学社会学部メディア社会学科教授)からは、そのニーズについて疑問が呈されている³¹。

(2) 常時同時配信の放送法上の位置付け

改正法では、常時同時配信も含め、インターネット活用業務の放送法上の位置付けは、 引き続き「任意業務」とされている。また、放送法第 15 条においてNHKの目的が規定されているが³²、目的規定は改正されていない。

この理由については、総務省は、常時同時配信について「NHKの全ての放送番組をインターネットで配信する業務であって、これまでよりも大きな規模となる」とした上で、「NHKからの要望も踏まえて、これまでのインターネット活用業務と同様に、任意業務

²⁷ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 2 頁 (令元. 5. 28)

²⁸ 具体的には、①放送法施行規則の一部を改正する省令、②日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン、③日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドラインについて、整備が進められている。

²⁹ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 2 頁 (令元. 5. 28)

³⁰ 第 198 回国会衆議院総務委員会議録第 16 号 3 頁(令元. 5. 14)

³¹ 砂川浩慶参考人は、「私どもの学生にこういったNHKの常時同時配信をやるということについてどう思うかということを聞いたところ、今回始まる常時同時配信につきまして、利用したいというのは皆無」であったと述べている。(第 198 回国会衆議院総務委員会議録第 16 号 4 頁 (令元. 5. 14))

³² 放送法第15条(目的)には、「協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。」と規定されている。

の位置づけで、あくまで本来の目的である放送の補完として実施することを前提としていることから、第15条の目的は変更を要しないと判断」した旨を答弁した³³。

(3) 常時同時配信に要する費用の上限の在り方

前述のとおり、NHKのインターネット活用業務は総務大臣の認可を受けてNHKが定めるインターネット実施基準に従い実施することとされている。実施基準では、インターネット活用業務について、業務の類型ごとに、業務の内容や実施方法、料金などの提供条件等が示されている。

この実施基準において、インターネット活用業務のうち、一般利用者向けに受信料を財源として行う業務(2号受信料財源業務。図表4参照)の実施に要する費用は、各年度の受信料収入の2.5%が上限とされており、NHK令和元年度予算では、168.7億円(受信料収入の2.4%)が計上されている。2.5%上限の算定根拠について、NHKは、「国内や国際放送関係のコンテンツの制作などに係る物件費や減価償却費、それにこうした作業を行う人件費を合わせた費用を踏まえ、上限を設定」していると説明している³4。

図表4 NHKインターネット活用業務の概要

NHKは、自ら定める実施基準(平成29年9月総務大臣認可)に基づき、以下のインターネット活用業務を実施。						
業務	具体的な内容					財源
B to C (利用者向け)業務 【法第20条第2項第2号】	〇 放送番組の配信					・受信料財源により
			放送前番組	放送中番組	既放送番組	無料で実施 ・実施費用は受信料 収入の2.5%(H30 年度予算ベースで 174億円)を上限 2号受信料財源
	国内放送	テレビ	0	〇(災害情報等) ※全ての番組の同時配信は×	O[NHK for School]	
		ラジオ	0	O【らじる☆らじる】	O【らじる☆らじる】	
	国際放送	テレビ	0	O【NHK ワールドJAPAN】	O【NHKワールドJAPAN】	
		ラジオ	0	O【NHKワールドJAPAN】	O【NHKワールドJAPAN】	
	(注)○×は制度上の提供の可否。放送前番組は制度上提供可能だが実績なし。 上記以外に、国内テレビジョン放送の放送番組の放送時間内における時差再生による提供(ハイブリッドキャストサービス)が行われている。					業務
	○ 理解増進情報(放送番組の周知・広報のための提供等)の配信【NHKオンライン】 ・ 放送番組紹介、リアルタイムカメラやオリンピック等の放送対象外競技のライブストリーミング、ニュースクリップ等					
	○ 国内テレビジョン放送の放送番組の試験的な同時配信 ・スポーツイベントの「単発」での提供(試験的提供A)、放送番組「帯」での提供(試験的提供B)、 4K試験放送の提供(試験的提供C)					
	O NHKオンデマンドサービス(NOD) ・ 見逃し番組、ニュース番組、特選ライブラリー等の既放送番組の提供					・有料で実施 2号有料業務
B to B (事 業者向け) 業務 【法第20条第2	○ 災害等の緊急時における情報提供等、公益上特に意義がある場合の事業者への提供 ・災害情報等のインターネット配信事業者への提供(Yahoo!への口永良部島噴火関連ニュース(平成27年実施))					・受信料財源により 無料で実施 ・実施費用は1億円 程度を上限 3号受信料財源業務
項第3号】	O 国内放送の既放送番組等を他の事業者への提供 ・ Hulu、Netflix等への既放送番組の提供(連続テレビ小説、大河ドラマ等)					•有料で実施 3号有料業務

(出所)総務省資料に一部加筆

³³ 第 198 回国会衆議院総務委員会議録第 16 号 20 頁(令元. 5. 14)

³⁴ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 3 頁 (令元. 5. 28)

ア 常時同時配信の実施に要する費用

常時同時配信の実施に要する費用について、NHKは、諸課題検討会等において初期 投資と受信契約の照合など運用に係るコストは、それぞれ 50 億円前後になるという試 算結果を説明してきたとした上で、「システムや認証の仕組みなど具体的なサービスを 実施していくための検討と併せて、現在改めて精査しているところ」であるとした³⁵。

また、運用コストの試算として示された 50 億円には、常時同時配信に係る権利処理 (権利処理については後述) に要するコストは含まれていないことから、権利処理の費用を含めれば更にコストがかさむ懸念が指摘された。この点について、NHKは、「今後の権利者団体等との交渉に当たり、常時同時配信が受信料で賄われる公共的サービスであることを御理解いただき、経費を抑えられるように努めていきたい」旨を説明している³⁶。

イ 常時同時配信の実施の解禁と 2.5%上限との関係

民間放送事業者等は、常時同時配信によるNHKの肥大化や民業圧迫を懸念しており、 (一社)日本民間放送連盟が平成30年10月に公表した「NHK常時同時配信の実施に 関する考え方について」では、「インターネット活用業務の受信料収入2.5%上限の維持」を求めている³⁷。

一方、2.5%上限について、宍戸常寿参考人は「一つの目安にすぎない」と述べ³⁸、また、中村伊知哉参考人からは「国民から見れば特段の根拠はないのではないか」、「国家戦略としては、千億円単位あるいは兆円単位でこの分野にどう投資を呼び込むかというのを考える場面ではないか」との指摘がなされるなど³⁹、費用の上限の在り方が論点となった。

NHKは、常時同時配信を含むインターネット活用業務に係る費用について、「上限を設けて適正に運用するという視点は重要だと認識」しているとし、改正法を踏まえて新たな実施基準を策定する中で、「適切に実施してまいりたい」とした。また、「適正な上限の中で抑制的な管理に努め、会計上の透明性確保の新たな考え方に従って十分な説明を尽くしてまいる」旨答弁したが⁴⁰、上限についての具体的な見通しは、改正法の審議においては示されなかった。また、総務省からは、「受信料を負担する国民・視聴者等に対する説明責任を果たす観点から、区分経理や情報開示の実施を求めることにより、会計上の透明性の確保を図ることが適当」であるとの答弁がなされた⁴¹。

こうした状況の下、総務省が令和元年7月1日に公表した「放送法施行規則の一部を

³⁵ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 8 頁(令元. 5. 28)

³⁶ 第 198 回国会衆議院総務委員会議録第 16 号 31 頁(令元. 5. 14)

³⁷ 改正法成立後となる令和元年6月14日の記者会見においても、日本民間放送連盟の大久保会長は、「仮にNHKが2.5%の上限を超えてなし崩し的に経費を増やしていくのだとすれば、NHKの肥大化がますます進み、民業圧迫という懸念も強まりかねないと思う。そういうことにはならないと思うが、私たちとしては当面、NHKが2.5%という上限を守ってくれると信じている。」と述べている。〈https://www.j-ba.or.jp/category/interview/jba103209〉

³⁸ 第 198 回国会衆議院総務委員会議録第 16 号 12 頁(令元. 5. 14)

³⁹ 第 198 回国会衆議院総務委員会議録第 16 号 4 頁(令元. 5. 14)

⁴⁰ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 9 頁(令元. 5. 28)

⁴¹ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 12 頁 (令元. 5. 28)

改正する省令案」では、NHKが実施基準の認可申請を行う際、インターネット活用業務の実施に要する費用について、算定根拠の明示が法的に義務付けられたほか(施行規則第12条の3)、「常時同時配信等業務に係る費用」を明らかにして整理すべき旨等が規定されている(同第32条)。今後、省令改正等を踏まえ、NHKにおいて実施基準が策定され、その中で上限が示されることとなる。

(4) NHKと民間放送事業者との連携・協力

我が国における放送は、受信料収入を経営の基盤とするNHKと、広告収入等を基盤とする民間放送事業者のいわゆる「二元体制」により行われており、その意義について、総務省は、NHKと民間放送事業者が「互いに切磋琢磨することにより、放送番組の質の向上や放送の健全な発達に貢献してきている」42旨を述べている。

改正法では、NHKは、インターネット活用業務を行うに当たり、「他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない」とされ、NHKと民間放送事業者との協力について努力義務が規定された(第 20 条第 14 項)。

NHKと民間放送事業者との協力については、事業者自身が要望していた点であり⁴³、総務省は、当該規定の趣旨について、「NHKがインターネット活用業務を行うに際して民放と協力して取り組んでいくことは、放送界全体の発展の観点からも大変重要」であるため、NHKに対して努力義務を課すこととした旨を答弁している⁴⁴。

NHKも、「放送で培った二元体制を維持しながら、放送と通信の融合時代においても相互にメリットをもたらす協調や連携を進めることは重要と認識」しているとした上で、常時同時配信等の開始後も、「民放との協調、連携には引き続き積極的に取り組んでまいりたい」としている 45 。また、具体的な取組として、TVerについて令和元年度中に参加できるよう具体的な調整を進めているとしたほか 46 、CDN (Content Delivery Network。ユーザーに効率よくコンテンツを配信するためのネットワーク)サービスを行っている事業者への出資について、「具体的な課題の検討を急いでいるところ」とした 47 。

(5) NHKによる地方向け放送番組の配信と民放ローカル局からの情報発信

放送法において、NHKは、国内放送の番組編集等に当たって、「全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること」とされている(第 81 条第 1 項第 2 号)。さらに、放送法に基づき、NHKによる放送は、放送対象地域(同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域)ごとに実施されている(第 91

⁴² 第 198 回国会衆議院総務委員会議録第 16 号 22 頁(令元. 5. 14)

⁴³ (一社)日本民間放送連盟「NHK常時同時配信の実施に関する考え方について」(平成30年10月)では、「ネット配信事業における民放事業者・NHKの連携」を要望している。

⁴⁴ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 18 頁(令元. 5. 28)

 $^{^{45}}$ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 10 頁(令元. 5. 28)

⁴⁶ NHKは、令和元年8月23日に、TVerを経由したNHK番組の配信を同月26日から行うことを公表した。(NHK「TVer経由のNHK番組の配信について」(令元.8.23))。

 $^{^{47}}$ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 10 頁(令元. 5. 28)

条第2項第2号)。

改正法では、NHKがインターネット活用業務を行うに当たり、前述の民間放送事業者 との協力に加え、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組をインターネットを通 じて提供することについても努力義務が課された(第20条第14項)。

ア 地方向け放送番組の配信の地域制御

日本民間放送連盟会長が、「特にローカル局への影響は大きいので、きちんと話し合う 必要がある」と述べるなど⁴⁸、民間放送事業者は、NHKの常時同時配信実施による民放 ローカル局への影響を懸念している49。また、日本民間放送連盟は、NHKのインター ネット活用業務はあくまで「放送の補完」であり、放送制度との整合性を確保する観点 から⁵⁰、「NHK常時同時配信の地域制御」を求めている⁵¹。

NHKは、地方向け放送番組の配信について、「常時同時送信は放送の補完と位置付け ており、地域放送番組をどのように配信していくかという課題は重要」とした上で、「設 備整備などに係るコストや運営体制の面から、段階的に拡充していきたい」とし、地域 放送が行われている時間帯については、「当面、東京発の地域放送番組を配信する予定」 であるとした52。

イ 民放ローカル局からの積極的な情報発信

地域制御の必要性と併せ、民放ローカル局からの積極的な情報発信について論点とな り、中村伊知哉参考人からも、「NHKが地域制限を行うこと自体は認めてよいとは思 うが、それ以上に現在問われるのは、NHKだけではなくて、民間、民放のローカル局 も含めて、地方の番組をいかに全国に発信をしていくのか、さらには海外に発信をして いくのか」との問題提起がなされた53。

総務省は、民放ローカル局について、「地域経済の活性化や市民生活の安心、安全の 確保の観点からも重要な役割を果たしている」と評価し、総務省として、海外の放送局 と共同で制作し放送する取組を支援しているほか、有識者会議での検討状況等を説明し た上で、「地域の情報発信を担うローカル局がこれまで以上にその機能を発信していた だけるように、しっかり取り組まなければいけない」と答弁している54。

^{48 (}一社) 日本民間放送連盟井上会長会見 (平 29.9.21) https://www.j-ba.or.jp/category/interview/jba

⁴⁹ 宍戸常寿参考人は、「NHKの番組の常時同時配信がその地域限定で行われるということだと、要するに、 今までその住民の方がNHKをテレビで見るのとネットで見るというので大きな違いはない」旨を述べた上 で、「キー局の番組について常時同時配信が行われ、それがまたネットで地域限定もなく行われていくという ことになりますと、これはローカル局の経営といいますか、そういったものにも当然影響が起きてくるといっ たようなことが当然に考え得る」としている。(第198回国会衆議院総務委員会議録第16号14頁(令元.5.14)) 50 (一社) 日本民間放送連盟「改正放送法の施行に向けたNHK関係の省令等の整備に対する意見」(令和元

^{51 (}一社) 日本民間放送連盟「NHK常時同時配信の実施に関する考え方について」(平成30年10月)

⁵² 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 2 頁 (令元. 5. 28)

⁵³ 第 198 回国会衆議院総務委員会議録第 16 号 17 頁(令元. 5. 14)

⁵⁴ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 20 頁 (令元. 5. 28)

(6) 常時同時配信における円滑な権利処理

著作権法では、実演家やレコード製作者の権利が放送と通信で異なっており、事業者が商業用レコードを放送で使用する場合には、事後的に実演家等に二次使用料を支払うのに対し、インターネット配信で使用する場合には、事前に許諾を得ることが必要となる。

NHKは、「権利者団体や個別の権利者の方々には丁寧に説明し、理解を得る努力を尽くしていきたい。さらに、権利者団体とは、権利者から許諾を得るに当たっての手続あるいは権料の条件などを取り決めるなど、業務を円滑に進めるための環境を整えていきたい」旨を答弁した⁵⁵。また、総務省は、「NHKのみならず、民間放送事業者も含めてネット同時配信に係る権利処理が円滑に進むように、放送事業者における具体的なサービス内容や海外の実態なども踏まえながら引き続き検討を進め、今年度中に一定の取りまとめを行う」旨を答弁している⁵⁶。

(7) 放送と通信の融合時代におけるNHKの役割と常時同時配信と受信料制度の関係

NHKは、常時同時配信について、「現在の受信料制度のもとで、放送を補完するものとして、受信契約世帯に対して追加負担なく提供する」としており⁵⁷、契約が確認できなかった場合については、「同時配信の画面上に、例えば、このサービスが受信契約者向けのサービスであることなどのメッセージを表示させた状態にとどめる方向で検討」しているとしている⁵⁸。

放送法では、NHKの放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、NHKと受信契約を締結しなければならないとされ(第64条第1項)、この受信契約に基づいて支払われる受信料がNHKの主たる財源となっているが、若年層を中心にテレビ離れが進み、スマートフォンしか持たない者の増加が予想される中、国会においては、放送と通信の融合時代におけるNHKの役割やテレビを持たない者からの受信料徴収の可能性など、NHKの将来像が問われた。

上田NHK会長は、放送と通信の融合時代におけるNHKの役割について、「テレビやラジオの放送を太い幹としつつ、インターネットも積極的に活用して、より多くの人々に多様な伝送路で公共性の高い情報や番組を届けることで、信頼される情報の社会的基盤の役割を果たすことは重要だと認識」しており、その目的は、「正確で公平公正な情報や豊かで良い放送番組を幅広く提供することで、健全な民主主義の発達と文化水準の向上に寄与するため」とした。その上で、常時同時配信を通じて、「放送番組を様々な機器、場所、時間等においていつでもどこでも視聴したいという視聴者の期待に応えていきたいと考えている」旨を答弁している59。

テレビを持たない者からの受信料徴収の可能性については、上田NHK会長は、「テレビを持たない世帯に公共性の高い情報やコンテンツを届けていくことは、NHKが信頼さ

⁵⁵ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 17 頁(令元. 5. 28)

⁵⁶ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 18 頁(令元. 5. 28)

⁵⁷ 第 198 回国会衆議院総務委員会議録第 16 号 29 頁(令元. 5. 14)

⁵⁸ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 23 頁(令元. 5. 28)

 $^{^{59}}$ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 22 頁(令元. 5. 28)

れる情報の社会的基盤という役割を果たしていく上で重要な課題だと認識」しているとした上で、「放送と通信の融合時代にふさわしい受信料制度の在り方については研究が必要な課題」である旨を答弁した⁶⁰。また、石田総務大臣は、「将来的な受信料制度については、今後のNHKの常時同時配信の実施状況あるいは国民・視聴者から十分な理解を得られる制度とすべきといった観点も踏まえて、中長期的に検討すべき課題であると認識している」旨を答弁している⁶¹。

(8) 附带決議

上記のような議論を踏まえ、衆参両院の総務委員会において、NHKに係る改正事項について附帯決議が付された。参議院総務委員会の附帯決議は、以下のとおりである⁶²。

放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院総務委員会、令和元年5月28日)

政府及び日本放送協会は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、協会は、本年三月二十八日の当委員会の附帯決議を踏まえ、公共放送としての社会的使命を認識 し、公正を保持し、放送法の原則を遵守することにより、国民・視聴者の信頼に応えること。
- 二、協会は、インターネット活用業務における常時同時配信の実施が、協会のみならず、民間放送事業者を含めた我が国の放送全体に与える影響に鑑み、常時同時配信を行うに際しては、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、公正性確保の観点から、会計上の透明性を確保しつつ、適正な規模・水準の下、節度をもって適切に実施すること。
- 三、前項に基づき、協会は、常時同時配信について、インターネット活用業務の実施基準の認可申請 を行うに際し、その内容、実施方法、実施に要する費用等を明らかにするとともに、当該費用につ いては、できる限り詳細にその内訳を示すこと。

さらに、協会は、常時同時配信を行うに当たっては、地域における情報の共有、発信及び提供が、 地域の社会・文化の維持・発展や地方分権の推進に重要な役割を果たすことに鑑み、その充実を図 るとともに、民間地方放送局の事業運営に十分に配慮すること。

また、サービスやインフラ等の面において、民間放送事業者と十分な連携・協力を行うこと。

- 四、政府は、インターネット活用業務の実施基準の認可に当たっては、国民・視聴者や利害関係者からの意見・苦情等について適切に対応すること。
- 五、協会は、外部監査の強化を含め、専門家等による経営委員会や監査委員会等のサポート体制の強化、事後チェック体制を充実させるとともに、意思決定プロセスやグループ全体の運営の透明性を確保するため、情報公開の一層の充実を図ること。
- 六、協会は、「公共メディア」としての役割と具体的な構想に関する協会の考え方について、広く国民・ 視聴者に示し、意見をよく聴くとともに、それを支える受信料体系の在り方について検討を行うこ と。
- 七、経営委員会は、本法により協会のインターネット活用業務が常時同時配信に拡大されることに鑑 み、これまで以上に、放送法に規定する「役員の職務の執行の監督」の役割を徹底すること。

右決議する。

⁶⁰ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 23 頁(令元. 5. 28)

⁶¹ 第 198 回国会衆議院総務委員会議録第 16 号 23 頁 (令元. 5. 14)

⁶² 衆議院総務委員会の附帯決議は、第 198 回国会衆議院総務委員会議録第 16 号 40 頁(令元. 5. 14)参照。

5. おわりに

改正法は、以上述べてきたとおり、常時同時配信の実施を解禁するものであるが、常時同時配信は、NHKのインターネット活用業務を質、規模の両面において、大きく変えるものとなり得る。

NHKによる常時同時配信の具体的な実施方法や費用も含めた全体像は、NHKが策定する実施基準、実施に要する費用が計上されることとなるNHK令和2年度予算等により明らかにされることとなる。上記の附帯決議では、NHKが常時同時配信を行うに当たって、適正な規模・水準の下での節度をもった適切な実施、実施に要する費用の明確化と内訳の提示、民間放送事業者との十分な連携・協力等を求めているが、今後NHKが策定・編成する実施基準やNHK予算等の中で、附帯決議の趣旨がどのように具現化されるか注視される。

また、改正法の審議では、放送と通信の融合時代におけるNHKの役割など、NHKの将来像についても広く議論が行われた。同審議に際し、上田NHK会長は「多様な伝送路を通じて、公共的価値の実現を追求する公共メディアの進化を目指していきたい」⁶³とするなど、「公共メディア」への進化を繰り返し述べている。令和2年度までの現行NHK経営計画では、5つの重点方針の第一に「"公共メディア"への進化」を掲げ、「インターネットや新しい技術も積極的に活用し、「情報の社会的基盤」として進化」を目指すとしているが、同計画は常時同時配信の実施を前提にしておらず⁶⁴、今後、NHKは、改正法に基づき、新たな「中期経営計画」の策定を進めていくこととなる。附帯決議では、「「公共メディア」としての役割と具体的な構想に関する協会の考え方」について、広く国民・視聴者に示すことを求めており、中期経営計画の策定を通じ、どのようにNHKが「公共メディア」としての役割等を示していくのか、NHKの動向が注目される。

(すずき ゆき)

⁶³ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 12 号 11 頁 (令元. 5. 28)

⁶⁴ 上田NHK会長は、現行経営計画公表時の記者会見において「常時同時配信は、放送法の改正を必要とするので、この経営計画では前提にしていない」旨を述べた。(「NHK経営計画(2018-2020年度)」発表 経営委員長・会長記者会見要旨(平 30.1.16) https://www.nhk.or.jp/pr/keiei/toptalk/kaichou/k2018_2.pdf)